

様式 1

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

処 分 の 名 称		さいたま市青少年宇宙科学館の入場料及び使用料の減免
根拠条例・規則等名		さいたま市青少年宇宙科学館条例
条 項		第 1 0 条
所 管 部 課		教育委員会事務局 生涯学習部 青少年宇宙科学館 (電話：048-881-1515)
審 査 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	<p>1 宇宙劇場の入場料を減額し、又は免除する場合及びその割合は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 市又は委員会が主催し、又は共催する行事に利用するとき。 免除</p> <p>(2) 教職員に引率された市内の幼稚園若しくは保育園等の園児、小学校、中学校若しくは特別支援学校の児童若しくは生徒又はさいたま市立の高等学校若しくは中等教育学校の生徒が利用するとき。 免除</p> <p>(3) 市内の学校教育関係団体、青少年団体又は青少年育成団体が利用するとき。 減額の割合 100分の50</p> <p>(4) 入場及び退場をともにする30人以上の団体に利用するとき。 減額の割合 100分の20</p> <p>(5) その他委員会が特に必要と認めるとき。 減額の割合 委員会が相当と認める割合</p> <p>2 青少年ホール等使用料を減額し、又は免除する場合及びその割合は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 市又は委員会が主催し、又は共催する行事に利用するとき。 免除</p> <p>(2) 市内の学校教育関係団体、青少年団体又は青少年育成団体が利用するとき。 免除</p> <p>(3) 市内の社会教育関係団体が利用するとき。 減額の割合 100分の50</p> <p>(4) その他委員会が特に必要と認めるとき。 減額の割合 委員会が相当と認める割合</p>
	設定等年月日	平成13年5月1日設定 平成31年4月1日最終改正
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合はその理由)	未設定 申請を受理次第、直ちに処理している。
	設定等年月日	年 月 日設定 年 月 日最終改正
備 考		